

長期優良住宅建築等計画等認定手数料一覧表

令和7年4月1日（火）から手数料が変わります。

	(改定前)	(改定後)
(例) 一戸建ての住宅	6, 0 0 0 円	→ 9, 0 0 0 円
登録住宅性能評価機関(注1)による審査を受けた場合		

(1) 登録住宅性能評価機関(注1)による事前の技術的審査を受け、確認書等(注2)が交付された場合

		認定申請手数料	変更認定手数料
一戸建ての住宅		9, 000 円	4, 500 円
共同住宅等(注3) 認定申請対象住戸戸数 (注4)に応じた手数料 になります。	5 戸以内	17, 000 円	8, 500 円
	6 戸～10 戸	28, 000 円	14, 000 円
	11 戸～30 戸	48, 000 円	24, 000 円
	31 戸～50 戸	77, 000 円	38, 500 円
	51 戸～100 戸	117, 000 円	58, 500 円
	101 戸～200 戸	200, 000 円	100, 000 円
	201 戸～300 戸	253, 000 円	126, 500 円
	301 戸～	287, 000 円	143, 500 円

(2) (1) 以外の場合

		認定申請手数料	変更認定申請手数料
一戸建ての住宅		45, 000 円	22, 500 円
共同住宅等(注3) 認定申請対象住戸戸数 (注4)に応じた手数料 になります。	5 戸以内	108, 000 円	54, 000 円
	6 戸～10 戸	173, 000 円	86, 500 円
	11 戸～30 戸	342, 000 円	171, 000 円
	31 戸～50 戸	612, 000 円	306, 000 円
	51 戸～100 戸	1, 053, 000 円	526, 500 円
	101 戸～200 戸	1, 949, 000 円	974, 500 円
	201 戸～300 戸	2, 784, 000 円	1, 392, 000 円
	301 戸～	3, 411, 000 円	1, 705, 500 円

(注1) 登録住宅性能評価機関…住宅の品質確保等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関です。

(注2) 確認書等…長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項に掲げる基準に適合することを示す図書です。

(注3) 共同住宅等…一戸建ての住宅以外の住宅(共同住宅、長屋、併用住宅等)をいいます。

(注4) 認定申請対象住戸戸数…例えば、1棟の総戸数が10戸の共同住宅のうち5戸を申請する場合は、認定申請対象住戸戸数が5戸のため、「5戸以内」の区分の手数料になります。

長期優良住宅建築等計画等認定手数料一覧表

令和7年4月1日（火）から手数料が変わります。

(1) 登録住宅性能評価機関(注1)による事前の技術的審査を受け、確認書等(注2)が交付された場合

		認定申請手数料	変更認定手数料
一戸建ての住宅		14,000 円	7,000 円
共同住宅等(注3) 認定申請対象住戸戸数 (注4)に応じた手数料 になります。	5 戸以内	26,000 円	13,000 円
	6 戸～10 戸	43,000 円	21,500 円
	11 戸～30 戸	72,000 円	36,000 円
	31 戸～50 戸	115,000 円	57,500 円
	51 戸～100 戸	176,000 円	88,000 円
	101 戸～200 戸	300,000 円	150,000 円
	201 戸～300 戸	380,000 円	190,000 円
	301 戸～	431,000 円	215,500 円

(2) (1) 以外の場合

		認定申請手数料	変更認定申請手数料
一戸建ての住宅		68,000 円	34,000 円
共同住宅等(注3) 認定申請対象住戸戸数 (注4)に応じた手数料 になります。	5 戸以内	162,000 円	81,000 円
	6 戸～10 戸	259,000 円	129,500 円
	11 戸～30 戸	513,000 円	256,500 円
	31 戸～50 戸	919,000 円	459,500 円
	51 戸～100 戸	1,580,000 円	790,000 円
	101 戸～200 戸	2,923,000 円	1,461,500 円
	201 戸～300 戸	4,177,000 円	2,088,500 円
	301 戸～	5,117,000 円	2,558,500 円

(注1) 登録住宅性能評価機関…住宅の品質確保等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関です。

(注2) 確認書等…長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項に掲げる基準に適合することを示す図書です。

(注3) 共同住宅等…一戸建ての住宅以外の住宅(共同住宅、長屋、併用住宅等)をいいます。

(注4) 認定申請対象住戸戸数…例えば、1棟の総戸数が10戸の共同住宅のうち5戸を申請する場合は、認定申請対象住戸戸数が5戸のため、「5戸以内」の区分の手数料になります。

＜問い合わせ先＞

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市都市計画部建築指導課 指導係
Tel : 029-224-1111